

## 暑さ指数（WBGT）計貸出要領

### 1 目的

この要領は、多くの県民の熱中症対策への意識向上を促進するため、山口県環境生活部環境政策課又は山口県の各健康福祉センターが保有する、「暑さ指数（WBGT）計」（以下「暑さ指数計」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定める。

### 2 貸出物品

熱中症予防の指標として用いられる「暑さ指数（WBGT）」（以下「暑さ指数」という。）を測定する「暑さ指数計」とする。

### 3 貸出対象

県内における屋内外での暑さ指数の調査やイベント等で暑さ指数を測定する目的で利用する県民、団体、事業者、行政機関、教育機関、その他環境政策課長又は健康福祉センター所長が認める者とする。

### 4 貸出方法

(1) 「暑さ指数計」の貸し出しを希望するもの（以下「借用者」という。）は、貸出申込書（様式）を別表に定める区域に応じ、環境政策課又は最寄りの健康福祉センター（以下「申請先」という。）に提出するものとする。

(2) 申請先は、前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対し「暑さ指数計」を貸し出すものとする。

貸出数は原則として1台とする。

なお、貸出一覧表により管理するものとする。

また、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

(3) 借用者への「暑さ指数計」の貸出等は、原則として次に掲げる方法により行うものとする。

ア 借用者が申請先において、直接受け取り、使用後は、直接返却を行う。

イ 借用者の来課・来所が困難な場合は、宅配便等による受け取り及び返却を行う。

（宅配業者への依頼や費用負担は、全て借用者において行う。）

(4) 借用者は、「暑さ指数計」を返却する際は、使用状況を記入の上、申請先に提出するものとする。

### 5 貸出期間

貸出期間は、原則として一週間以内とする。

ただし、申請先が認めた場合はこの限りではない。

### 6 貸出料金

無料とする。

### 7 測定データの利用

貸出した機器で測定したデータについては、山口県気候変動適応センターの調査・研究に活用する場合がある。

## 8 損害賠償

- (1) 申請先は、借用者の故意又は過失により、「暑さ指数計」を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させることができる。
- (2) 「暑さ指数計」を貸出中に、借用者の責めに帰すべき理由により生じた事故等により、第三者に対する損害または損失を与えた場合、申請先は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

## 9 留意事項

- (1) 借用者は、「暑さ指数計」を使用して営利目的、政治的目的、宗教的目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借用者は、「暑さ指数計」を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他の団体的に又は常習的に暴力団不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事に利用してはならない。
- (3) 借用者は、「暑さ指数計」を第三者に転貸してはならない。
- (4) 借用者は、「暑さ指数計」の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。
- (5) 申請先は、借用者が(1)～(4)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。
- (6) その他この要領に定めのない事項は、借用者と申請先が協議して決定する。

### 附則

この要領は、令和7年6月30日から施行する。

### 附則

この要領は、令和8年5月18日から施行する。

### 別表

| 申請先        | 市町                     |
|------------|------------------------|
| 岩国健康福祉センター | 岩国市、和木町                |
| 柳井健康福祉センター | 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町 |
| 周南健康福祉センター | 下松市、光市、周南市             |
| 山口健康福祉センター | 山口市、防府市                |
| 宇部健康福祉センター | 宇部市、美祢市、山陽小野田市         |
| 萩健康福祉センター  | 萩市、阿武町                 |
| 長門健康福祉センター | 長門市                    |
| 環境政策課      | 下関市                    |